

岐阜市地域包括支援センター長森南（介護予防支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人岐阜老人ホームが開設する岐阜市地域包括支援センター長森南（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターが介護支援専門員、社会福祉士、保健師その他従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 センターの介護支援専門員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2. 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3. 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4. 事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5. 事業の運営にあたっては、関係市、保険医療サービス機関、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

① 名称 岐阜市地域包括支援センター長森南

② 所在地 岐阜県岐阜市蔵前4丁目19番5

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

② 担当職員 1名以上

介護支援専門員、社会福祉士、保健師、看護師、社会福祉主事等 1名以上
担当職員は、指定介護予防支援の提供にあたる。

③ 事務職員等 1名

必要な事務等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、祝日、12月29日から1月3日までを除く。

② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の経費の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法、内容、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

① 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法(平成26年度岐阜市条例第71号岐阜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例)に従って実施

② 利用者の相談を受ける場所は、第3条に規定するセンター内又は自宅とする。

③ サービス担当国会議について

(1)開催場所は、第3条に規定するセンター内、サービス事業所又は自宅とする。

(2)サービス担当国会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

④ 担当職員による居宅訪問頻度等

(1)提供開始月

(2)提供開始月の翌月から起算して3月に1回

(3)サービスの評価期間が終了する月

(4)利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

⑤ モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回

⑥ 利用料は下記のとおりとし、毎月10日までに岐阜県国民健康保険団体連合会に請求する。

- 介護予防支援費（1月につき）
- 初回加算
- 介護予防小規模多機能型
居宅介護支援事業所連携加算

（通常の事業の実施地域）

第7条 通常の事業の地域は、岐阜市長森南地域とする。

（事故発生時の対応）

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第9条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
- (2)虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2. センターは、家庭における高齢者虐待は外部からの把握が難しいことを認識し、日頃から虐待の早期発見に努める。また、指定介護予防支援の提供先において虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は担当者に報告し、担当者は速やかに岐阜市に通報するものとする。

（個人情報の保護）

第10条 センターは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

2. センターが得た利用者の個人情報についてはセンターでの指定介護予防支援の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（その他運営についての留意事項）

第11条 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、社会福祉法人岐阜老人ホーム個人情報保護管理規定で定める。

3. センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する

場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

4. 事業所は、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、介護予防居宅サービス計画、サービス担当者会議、介護予防居宅支援の提供に関する記録整備を完結の日から5年保存しなければならない。

(職員の就業規則及び給与規程等)

第12条 職員に対しては、この規程によるほか、当法人の職員の就業規則及び給与規程・旅費規程・管理規程を適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月9日から施行する。

この規程は、平成28年3月18日から施行する。

この規程は、平成30年2月27日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。